

収入
印紙

[収集運搬・処分用] 産業廃棄物処理委託契約書(案)

令和 年 月 日

排出事業者（甲）

住 所 南魚沼市浦佐 4132 番地

氏 名 一般財団法人新潟県地域医療推進機構
魚沼基幹病院
病院長 鈴木 榮一

印

収集運搬・処分業者（乙）

住 所

氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

乙の事業範囲

(積み込み場所)

(荷下ろし場所)

収集運搬業許可番号

(許可都道府県政令市名)

()

()

許可品目 (積み込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみ丸で囲む)

燃え殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず
ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず			鉱さい	がれき類	ばいじん	紙くず	木くず
繊維くず	動植物性残さ	動物のふん尿	動物の死体	その他()			
特別管理産業廃棄物	感染性産業廃棄物						

処分業許可番号

(許可都道府県政令市名)

()

上記排出事業者甲（以下「甲」という。）と収集運搬・処分業者乙（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

(乙の事業範囲及び許可証の添付)

第1条 乙の事業範囲は上記及び別表1のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

(廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供)

第2条 甲が、乙に収集運搬を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

2 甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別表1別紙「廃棄物データシート（WDS）」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

で、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

- 2 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、電子マニフェストシステムの運搬終了報告及び処分終了報告をもって代えることができる。
- 3 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるようにしなければならない。

(業務の調査等)

第 11 条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。

- 2 甲は、乙に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、乙はその状況について適切な説明をしなければならない。

(再委託の禁止)

第 12 条 乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬・処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあつては車両が故障した場合等、処分業務にあつては施設の故障等真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

(内容の変更)

第 13 条 甲及び乙は、契約期間、予定数量及び最終処分の場所の変更等については、甲乙協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

(機密保持)

第 14 条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があつたときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約を解除するにあつて、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。
- 3 乙は、甲が第 2 条各項又は第 9 条第 1 項の規定により提供した情報により、廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行なうことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引き渡してはならない。
- 4 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

(協議)

第 16 条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

別表1（第1条、第2条、第3条、第6条関係）

排出事業場番号	排出事業場名称			排出事業場所在地及び連絡先				排出する廃棄物の種類	
1									
2									
3									
排出事業場番号	廃棄物の種類（廃棄物データシート番号）	契約単価（円）		予定数量 （日・週・月・年）	乙の事業範囲			最終処分右欄の番号	最終処分に関する情報
		収集運搬	処分		処分方法	処理能力又は埋立容量	施設の所在地		
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					① 安定型埋立（許可品目） 所在地 （住所、施設名等）
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					方 法 （許可番号）
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					処理能力 （許可期限）
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					②管理型埋立（許可品目） 所在地 （住所、施設名等）
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					方 法 （許可番号）
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					処理能力 （許可期限）
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					③（安定・管理・遮断・再生・他） 所在地 （住所、施設名等）
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					方 法 （許可番号）
収集運搬・処分別の 予定金額		円	円						処理能力 （許可期限）
契約期間中の 合計予定金額		円		契約期間は第7条記載のとおり					④（安定・管理・遮断・再生・他） 所在地 （住所、施設名等）
備考 委託する廃棄物に石綿含産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。 なお、石綿含有産業廃棄物に該当するものは破碎することができない。								方 法 （許可番号）	
								処理能力 （許可期限）	

